

公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅7物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので3か月間、短いもので1か月半の間、継続して広告。

B社：大阪市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので3か月半の間、短いもので3か月間、継続して広告。また、これらの物件広告は一時削除されたが、その後、再び掲載し、いずれも1か月半の間、継続して広告。

C社：大阪府富田林市所在 免許更新回数（4）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので10か月半、短いもので3か月半の間、継続して広告。